

# 通番4-② 満2歳児の支給認定の見直し

○子ども子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども</u>以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

# 各年齢・家庭環境に応じた子育て支援

仕事や介護などで子どもをみられない日が多い

0～2歳

- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育
- 家庭的保育
- など



3～5歳

- 保育所
- 認定こども園
- など



ふだん家にいて一緒にすごす日が多い

0～2歳

- 一時預かり※
- 地域子育て支援拠点※
- など



※3歳以上も利用可能です

3～5歳

- 幼稚園
- 認定こども園
- など



# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

## 国主体

〔 仕事と子育ての  
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・ベビーシッター等利用者支援事業

⇒残業や夜勤等の多様な働き方を行っている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

〔 地域の実情に応じた  
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業  
・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業  
・養育支援訪問事業等  
・子育て短期支援事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業  
・病児保育事業  
・放課後児童クラブ

・妊婦健診  
・実費徴収に係る補足給付を行う事業  
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- 3歳未満児の約6～7割は 家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

## 課題

- 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

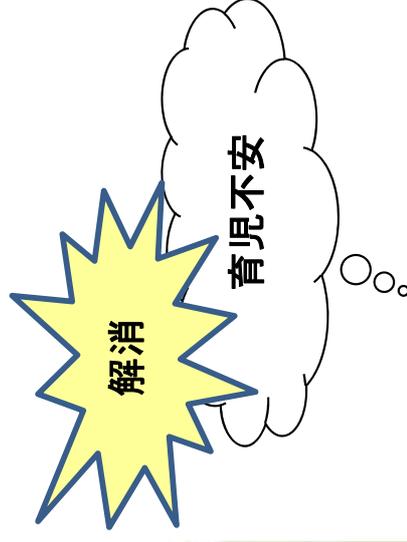
## 地域子育て支援拠点

30

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

## 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



地域で子育てを支える

平成28年度  
実施か所数  
(交付決定ベース)

7,063か所

# 一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着II型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として <b>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</b>	主として <b>幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児</b> で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として <b>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</b>	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して <b>集団保育が著しく困難</b> であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が <b>一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合</b> ▼ <b>離島その他の地域</b> において、保護者が <b>一時的に就労等を行う場合</b>	乳幼児
31					
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	<b>幼稚園又は認定こども園</b>	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 <b>利用児童数が定員に満たない場合</b>	<b>利用児童の居宅</b>	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
設備基準	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める <b>保育所の基準</b> に準じて行う。				
職員配置	<p>乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち<b>保育士等を1/2以上</b>。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。</p> <p>※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。</p> <p>※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。</p>				
実施要件	8,594か所	(※ 平成27年度創設)	179か所	(※ 平成27年度創設)	(※ 一般型の内数) 5
実施か所数 (平成26年度)					

## 私学助成における子育て支援活動への補助

趣旨	私立幼稚園等において、施設又は教育機能を広く開放することにより、子育て支援活動を推進する。
実施主体	私立幼稚園・認定こども園(都道府県が補助)
取組内容	<p>以下に例示する取組を実施</p> <p>① 広く地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供          ② 幼児教育に関する各種講座          ③ 保護者に対する教育相談          ④ 親子登園など子育て支援としての未就園児の受入れ 等</p>
補助額(年額上限)	<p>160万円</p> <p>※ 国の基準通り都道府県が補助を行った場合の額</p>
箇所数(H28)	3,586箇所

## 通番4-1① 特定教育・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

### 参照条文

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(略)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どももの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～三 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

### 33 (特定教育・保育施設の確認の変更)

第32条 特定教育・保育施設の設置者は、第27条第1項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的代替は、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、第27条第1項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

(変更の届出等)

第35条 (略)

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第34条 (略)

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第36条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第37条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

## 都道府県の責務

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村等の責務）

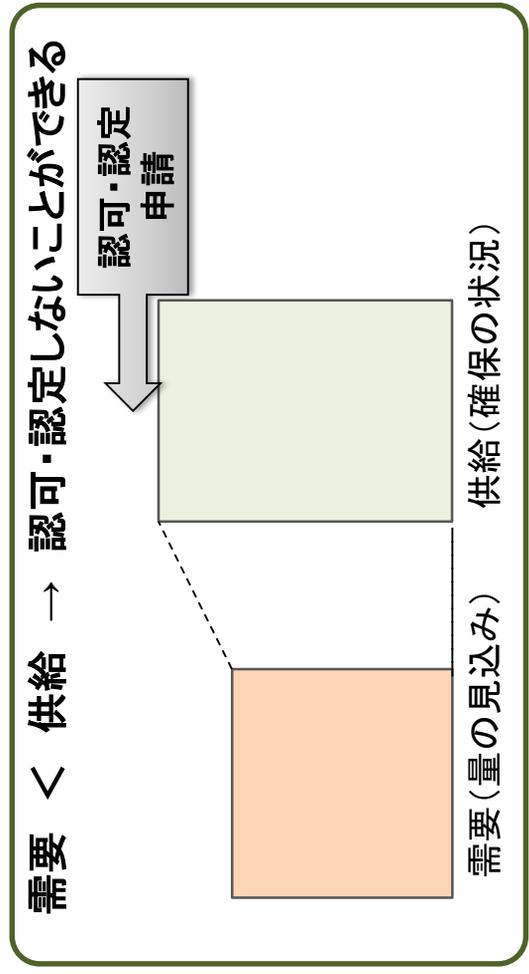
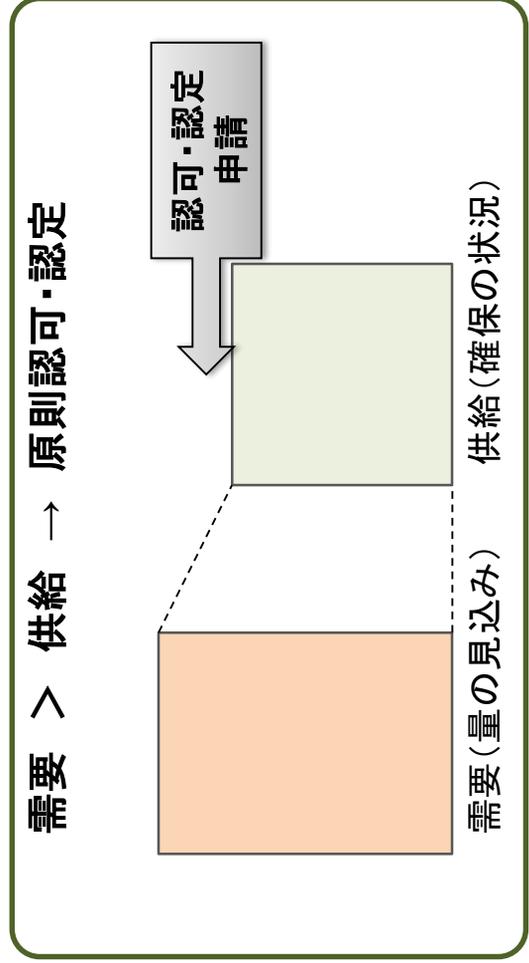
第3条（略）

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。



# 自治体計画と認可・認定の関係

- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。
- ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
- ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。



## 参照条文

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条（略）

2（略）

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第32条 特定教育・保育施設の設定者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第27条第1項の確認において定められた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。